

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

入札者は1から4の個別事項ほか別記「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

平成30年2月1日

広島県住宅供給公社理事長 伊 達 英 一

1 発注内容等

(1) 工事名	29-高陽真亀団地外1団地屋根断熱防水修繕工事
(2) 工事場所	広島市安佐北区真亀四丁目5番外
(3) 工事概要	高陽真亀団地（5棟）及び高陽金平団地（2棟）の屋根断熱防水修繕工事
(4) 工期（予定）	契約締結日の翌日から平成30年4月27日まで（約2か月）
(5) 予定価格	98,155,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
(6) 落札者の決定方法	最低制限価格制度対象 ※別紙「最低制限価格の算出方法」による
(7) 入札保証金	免除（広島県住宅供給公社会計規程第89条第1項）
(8) 契約保証金	納付（共通事項15）
(9) 資格要件確認書類	開札後に提出を求める（公告3(6)）

2 入札参加資格

共通事項4(2)に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件		
(1) 平成29・30年度 広島県建設工事 入札参加資格	ア 認定が必要な業種	防水工事
	イ 格付等級	設定なし。 ただし、アの認定に係る当該工事の業種の総合数値（客観数値と主観数値を合計した数値をいう。）が700以上である者に限る。
(2) 営業所（建設業法第3条第1項）の所在地	県内に主たる営業所を有する。	
(3) 年間平均完成工事高	2(1)アに定める業種について1(5)に掲げる予定価格以上	
(4) 特定建設業許可の要否	必要	
(5) 設計業務等の受託者（右欄の者）又は当該受託者と資本金及び人事面において関係を有さないこと	株式会社 遠藤剛生建築設計事務所	
技 術 要 件		
(6) 元請施工実績		
ア 種類（及び規模）	防水工事	
イ 完成検査	平成14年4月1日から平成30年1月31日までの間に完成検査を受け又は完成して引き渡していること。	
(7) 配置予定技術者		
ア 専任配置の要否	必要	
イ 資格等	(4)の特定建設業許可の要否が必要な場合は、(1)アの業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級建築士又は1級建築施工管理技士）で監理技術者の資格を有する者であること。不要の場合は、(1)アの業種について建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。	
ウ 経験	(6)ア（規模要件を除く。）、イを満たす工事において、元請負業者の管理技術者又は主任技術者等（現場代理人として管理技術者又は主任技術者に準じて下請け業者を指導する立場であったと認められるときを含む。）としての経験を有すること。	

- (注) ※ (1)イ、ウについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- ※ (2)及び(4)については、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- ※ (3)は(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。
- ※ (5)の資本金及び人事面における関係とは次の場合をいう。
- ・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する
 - ・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている
- ※ (7)イについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- ※ (6)(7)が特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率20%以上のものに限る。

3 入札日程等

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1)設計図書の閲覧	平成30年2月1日から 平成30年2月15日までの毎日（休日を除く） 午前9時から午後4時30分まで	広島県住宅供給公社住宅部 （広島市中区大手町二丁目11番15号 新大手町ビル3階） 電話 082-248-2275 FAX 082-243-6721
(2)設計図書の販売	平成30年2月1日から 平成30年2月9日までの毎日（休日を除く） 午前9時から午後4時30分まで	(1)に同じ 設計図書有料配布申請書を持参 又はFAX
(3)設計図書に係る質問	平成30年2月1日から 平成30年2月9日までの毎日（休日を除く） 午前9時から午後4時30分まで	(1)に同じ 設計図書に対する質問・回答書（別記 様式第2号）を持参により提出
(4)質問に対する回答書の閲覧	平成30年2月15日までの毎日（休日を除く） 午前9時から午後4時30分まで	(1)の場所において閲覧に供する。
(5)入札及び開札	平成30年2月16日午前11時から	広島県住宅供給公社住宅部 （広島市中区大手町二丁目11番15号 新大手町ビル4階 会議室）
(6)資格要件確認書類の提出	資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	(1)に同じ 資格要件確認書類を持参により提出

(注) ※ 休日とは、広島県の休日定める条例第1条第1項の休日をいう。

4 その他

本件の入札においては、広島県住宅供給公社平成20年2月12日制定の「一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)」及び「一般競争入札(事後審査型) 公告共通事項」は適用しない。

5 問合せ先

広島県住宅供給公社 住宅部 建築営繕担当（広島市中区大手町二丁目11番15号 新大手町ビル 3階）
電話 082-248-2275

別紙

最低制限価格の算定方法

最低制限価格は次式により算出し、予定価格の4分の3を下らない範囲内で決定する。

$$\text{最低制限価格} = (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.60) \times 1.08$$

※ 消費税及び地方消費税相当額を加える前の金額について、予定価格が100万円以上のときは、10万円単位として端数は切上げ、予定価格が100万円未満のときは、1万円単位として端数を切上げる。

算出式の運用

工事の種類	工事費内訳			
	直接工事費	共通仮設費		現場管理費 (一般管理費を含む)
		共通仮設費積上分	共通仮設費率分	
建築工事	直接工事費 ×0.85	共通仮設費積上分 ×1	共通仮設費率分 ×1	現場管理費+直接工事費 ×0.15

一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書及び工事費内訳書を入札執行者に提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札公告に関する変更、設計図書に対する質問への回答及び修正事項等がある場合は、広島県住宅供給公社のホームページ（<https://www.jkk-hiroshima.or.jp> トップページ>入札情報等）に掲載するので、入札書を提出する前に当該ページを確認すること。
- (4) 入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。
- (5) 書面による入札以外の入札は、認めない。
- (6) 提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めない。
- (7) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき
 - イ 理事長が定めた入札に関する条件に違反したとき
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき
 - エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき
 - オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき
 - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
 - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき
 - ク 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき
- (8) 開札の結果、第一落札候補者（最低制限価格以上かつ予定価格以下の価格で入札を行った者のうちの最低価格入札者をいう。ただし最低価格入札者が二人以上ある場合には、これらの者のうち、くじ引きによって選ばれた一人の入札者に入札者に限る。以下同じ）を選定するものとする。

2 設計図書の販売

設計図書は、希望する者に対し次のとおり有料配布する。なお、希望者は設計図書有料配布申請書により広島県住宅供給公社に申し込むこと（受付場所に持参するか、又はFAXで申し込むこと。郵送による申し込みは認めない。）。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者（特定建設工事共同企業体を対象に入札を行う場合にあつては、入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員をいう。以下同じ。）に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。
- (2) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県が定めた「建設業者等指名除外要綱」2(1)に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、広島県が定めた「県発注工事における下請負の制限基準」2に規定する下請制限（以下「下請制限」という。）又は広島県が定めた「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」2に規定する契約制限（以下「契約制限」という。）若しくは広島県が定めた「低入札要綱」第10条第2項第2号の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと
 - イ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと
 - ウ 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格

の再認定を受けていること

エ 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと

(3) その所在地について技術要件以外の要件としていることがある建設業法第3条第1項の営業所のうち、「主たる営業所」とは、営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。

(4) 技術要件以外の要件としていることがある広島県が定めた「一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)」別記1の『他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者』は、次のいずれかに該当している者をいう。

ただし、当該一般競争入札の公告日において、指名除外、下請制限又は契約制限の期間満了後1年を経過していない者を除く。

(ア) 平成24年11月1日から平成28年10月31日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注の建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事(当該一般競争入札の対象工事と同じ業種のものに限る。ただし、解体工事については、とび・土工・コンクリート工事のものを適用する。)の元請施工実績件数及びその平均工事成績点が次表に掲げるとおりであること

(注 この要件に該当する場合は、広島県が作成した平成29・30年度県建設工事等入札参加資格者名簿の「他の格付等の入札に参加できる者の1に該当する者」欄に○印が表示されている。)

業種	元請施工実績件数	平均工事成績点
とび・土工・コンクリート工事	4件以上	82点以上
法面処理工事	4件以上	81点以上
電気工事	4件以上	80点以上
管工事	4件以上	80点以上
鋼構造物工事	4件以上	83点以上
ほ装工事	4件以上	82点以上
しゅんせつ工事	4件以上	84点以上
塗装工事	4件以上	82点以上
機械器具設置工事	4件以上	79点以上
電気通信工事	4件以上	83点以上
造園工事	4件以上	79点以上
水道施設工事	4件以上	84点以上

(イ) 当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の工事(ただし、解体工事については、とび・土工・コンクリート工事のものも適用可とする。)について、過去2年間に広島県が定めた「優良建設工事等表彰事務取扱要領」の規定に基づき優良建設業者として表彰を受けた者であること

(5) 技術要件の元請施工実績が「公共工事等」に限定されている場合の「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した工事をいうものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)

ウ 当該工事の発注当時において効力を有していた建設業法施行規則第18条に掲げる法人

エ その他ア、イ又はウに準ずる者が発注した工事

(6) 技術要件の元請施工実績における種類の意義は、次に掲げるとおりである。

工種名	内容
道路改良工事	道路中心線設計・道路縦断設計に基づき施工管理する1車線以上の道路の新設及び改築工事 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路に限る
道路工事	上記以外の道路工事で、道路維持修繕工事、道路構造物維持工事又は道路災害復旧工事等 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路に限る
橋梁下部工事	1車線以上の車道橋における橋台・橋脚の新設工事
河川・砂防改修工事	流量計算に基づいて計画された河川、砂防溪流保全工事又はえん堤工事
河川・砂防工事	上記以外の河川・砂防工事で、維持修繕又は災害復旧工事等

海上施工による 港湾・海岸・漁 港工事	海上で作業船による港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア 港湾施設とは港湾法第2条第5号に規定する施設 イ 漁港施設とは漁港漁場整備法第3条に規定する施設 ウ 海岸保全施設とは海岸法第2条第1項に規定する施設 エ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の工事に伴い、ア～ウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない オ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の補償工事、附帯工事に伴い、ア～ウの施設を新設した工事は含む カ 築造工事には、維持修繕工事及び仮設工のみ海上作業船で施工した工事は含まない キ 作業船には、資材運搬船及び潜水士船は含まない
港湾・海岸・漁 港工事	港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア 港湾施設とは港湾法第2条第5号に規定する施設 イ 漁港施設とは漁港漁場整備法第3条に規定する施設 ウ 海岸保全施設とは海岸法第2条第1項に規定する施設 エ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の工事に伴い、ア～ウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない オ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の補償工事、附帯工事に伴い、ア～ウの施設を新設した工事は含む カ 築造工事には、維持修繕工事は含まない キ 当該工事には、潮位の干満の影響を受けない部分の工事は含まない
下水処理場工事	下水処理施設の新設又は増築工事 ただし、維持修繕工事は含まない
下水道工事	上記以外の下水道工事で、下水処理施設の維持修繕工事
管渠開削工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、開削工法による新設工事
管渠推進工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、推進工法による新設工事
治山工事	森林法に規定する保安施設事業の溪間工事又は山腹工事
道路舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路において、アスファルト舗装要綱に基づくアスファルト舗装工事（オーバーレイ舗装を含む）
コンクリート舗 装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路において、セメントコンクリート舗装要綱に基づくコンクリート舗装工事
急傾斜地崩壊対 策工事	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策工事又は、市町を事業主体とする急傾斜地崩壊対策工事（広島県補助事業に限る）。ただし、維持修繕工事又は小規模崩壊地復旧工事は含まない
道路付属物設置 工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路における標識、防護柵、道路反射鏡、視線誘導標、道路鏡の設置等の道路付属物施設設置工事
区画線工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路における区画線設置工事

- (7) 技術要件以外の要件において建設業法第15条の許可（特定建設業許可）が不要とされている工事であっても、下請代金の額によっては、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業許可が必要となる場合があるので注意すること。この場合には、技術要件において建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者）を配置することとされている工事であっても、建設業法第26条の規定により主任技術者にかえて建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者）を配置しなければならない。
- (8) 広島県が定めた「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」第6条の措置を受けている者は、技術要件以外の要件である「認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級」について、主たる営業所の所在地の地域においては、本来の等級のほか、その直近下位の等級の格付けも有するものとみなす。また、「建設業法第3条第1項の営業所の所在地」について、合併当事会社等のその他の営業所で平成13年4月1日以降に県と建設工事請負契約を締結した実績があるものは、合併会社等の主たる営業所とみなす。（広島県工事の受注実績のある合併当事会社等の主たる営業所で、合併会社等のその他の営業所であるものを含む。）
- なお、広島県工事の受注実績については、受注機会の確保措置を受けようとする業種のものに限る。

4 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い

- (1) 配置予定である監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者でなければならない。ただし、監理技術者資格証と講習修了証を統合していない者については、両方を有するものであること。
- (2) 配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用

関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事（専任の要否については公告個別事項に記載している。）にあつては、恒常的な雇用関係を要しない。

- (3) 現場代理人は、入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。
- (4) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記入するものとする。なお、「企業の施工実績、技術者の資格・工事経験調書」を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記入することができる。
- (5) 「企業の施工実績、技術者の資格・工事経験調書」の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等は認めない。
- (6) 手持ち工事の工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。
- (7) 落札後、工事の施工に当たって、「企業の施工実績、技術者の資格・工事経験調書」に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。
- (8) 開札日において建設業許可における経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者（当該事項に関して必要な変更届を、開札日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。）の配置は認めない。ただし、営業所の専任技術者については、技術者の専任性が求められない工事であつて、次のいずれにも該当し、所属建設者と直節的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、例外的に主任技術者として配置を可能とする。
 - ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
 - イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。
 - ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- (9) 配置予定技術者に関する要件としている「建設業法第15条第2号イに該当する者」とは、1級国家資格者（1級の技術検定合格者、技術士、1級建築士）をいい、同号ロに該当する者（指導監督実務経験者）及び同号ハに該当する者（国土交通大臣特別認定者）を除く。

5 配置技術者の兼務等

配置技術者の兼務等については次のとおりとし、受注者が本件工事に係る主任技術者又は監理技術者を定めて工事現場に置いたときは、このことについて誓約書の提出を求めるものとする。

- (1) 配置技術者は、他の工事の監理技術者として配置されていないこと。
- (2) 本件工事が建設業法第26条第2項に該当すると認められる工事である場合、配置技術者は、監理技術者として専任で配置できること。
- (3) 本件工事が建設業法第26条第2項に該当すると認められる工事の場合又は予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が8,000万円以上の工事である場合、配置技術者は、他の工事の技術者又は現場代理人（以下「主任技術者等」という。）として配置されていないこと。
- (4) 本件工事が主任技術者の専任を求める工事（専任の要否については公告個別事項に記載している。）の場合、配置技術者は次の要件を満たすこと。
 - ア 建設業法施行令（以下「施行令」という。）第27条第2項が適用される工事を除き、他の工事の主任技術者等として配置されていないこと。
 - イ 施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、2件（本件工事を除く。）以上の公共工事の主任技術者等として配置されていないこと。
 - ウ 主任技術者等として管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内（安芸郡4町については安芸郡内）であること。
- (5) 本件工事が主任技術者の専任を求めない工事（専任の要否については公告個別事項に記載している。）の場合、配置技術者は次の要件を満たすこと。
 - ア 施行令第1条の2及び第27条第1項に該当しない工事について、主任技術者等として5件（本件工事を除く。）以上兼務していないこと。（現場代理人に関しては、災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託に係る件数を除く。）
 - イ 施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、2件（本件工事を除く。）以上の公共工事の主任技術者等として配置されていないこと。

ウ 施行令第27条第1項に該当する工事で、施行令第27条第2項が適用されないものについて主任技術者等として配置されていないこと。

エ 主任技術者等として兼務又は管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内（安芸郡4町については安芸郡内）であること。

6 資格要件確認書類の提出

(1) 開札手続きの終了後に、資格要件確認書類提出依頼書により、1(8)の第一落札候補者に対して資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。提出方法は、書面入札を行う場合の提出場所への持参によるものとし、提出期間は、資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。）午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 資格要件確認書類を提出する際には、次のとおり添付書類を添付すること。

ア 技術要件・資格要件確認資料提出書 (広島県が定めた「一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）」別記様式第3号)	・書面で提出する際には押印が必要 ・特定共同企業体として入札参加希望する場合の添付書類は、各構成員ごとに作成すること。
---	--

<p>イ 企業の施工実績，技術者の資格・経験工事調書 (広島県が定めた「一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)」別記様式第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日には，現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を記入すること。(対象となる年度の県建設工事等入札参加資格者名簿で，公告において求めている年間平均完成工事高の条件を満たしていることが判断できる場合は，経営事項審査の総合評定値通知書の添付は不要。) ・添付資料が総合評価の技術資料と重複するものについては，資格要件確認資料の添付資料の省略を可とする。 <p>＜企業の施工実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事名は，完了検査を終了している工事について記載すること。 ・工事内容は，公告に記載した技術要件の施工実績の実績が確認できるよう，明確に記載すること。 ・「コリンズへの登録」欄は，いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を()内に記入すること。コリンズだけで施工実績が確認できる場合は，登録内容確認書の添付は不要とする。 ・「コリンズの登録が無の場合」又は「コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合」は，契約書の写し等(公告で定めた資格要件が確認できるもの)を添付し，資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。 <p>＜技術者の資格・経験工事＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の経験工事の概要の「コリンズへの登録」欄は，いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を()内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合は，契約書の写し等(公告で定めた資格要件が確認できるもの)を添付し，資料名を添付資料欄・補足事項欄に記入すること。ただし，配置技術者の工事経験が要件とされていない工事にあつては，この欄の記入は不要である。 ・監理技術者の配置が要件とされている工事にあつては，監理技術者資格者証の写し(表裏とも)を添付すること。ただし，監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については，両方の写し(講習修了証は表面のみ)を添付すること。 ・主任技術者の配置が要件とされている工事にあつては，資格を確認できる書類の写しを添付すること(実務経験者の場合は，実務経歴書を添付すること)。 ・他の工事現場に現場代理人として配置している者(災害復旧工事及び道路維持修繕委託業務を除く)を配置予定技術者とする場合は，当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを添付すること。 ・監理技術者又は主任技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し)を添付すること。ただし，監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。なお，専任配置が要件とされている工事にあつては恒常的な雇用関係(3か月以上)が必要である。 ・現場代理人以外の「準じる技術者」の場合は，原則として工事の全期間従事していることとし，当該技術者の配置された立場が，「下請けを指導する立場」であったことを確認できる施工体系図等を添付すること。(広島県が定めた低入札要綱第10条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績は認めていない。) ・技術者の他の工事の従事状況の「コリンズへの登録」欄は，いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を()内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは他の工事の内容が確認できない場合は契約書の写し(工期が確認できるもので可)を添付し，資料名を添付資料欄に記入すること。 ・複数の技術者を記入する場合は，別記様式第4号を複写して添付すること。 ・特定共同企業体として入札参加希望する場合の添付書類は，各構成員ごとに作成すること。
<p>ウ 建設工事施工実績証明(願)書 (広島県が定めた「一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)」別記様式第5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コリンズに登録した以外の工事等で，公告に記載した技術要件の施工実績を証明する場合に使用する。(コリンズに登録した工事では記入不要) ・完了検査を終了している工事について記載すること。 ・施工場所は，都道府県名及び市町村名を記載すること。 ・受注形態は，該当しないものを抹消すること。 ・公告に記載した技術要件の施工実績の実績について，明確に記載すること。 ・当該発注機関(今回，一般競争入札によって工事を発注する機関)の発注工事に係る施工実績の場合は，発注者の証明は要しない。 ・最終請負金額欄については，当該実績がJV工事(共同施工方式)の場合には，JVで受注した全体額を記載し，()内に出資比率に基づいて当該申請者が受注した額を記載すること。

(3) 資格要件確認書類の様式は，広島県の調達情報のホームページ (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>)「ト

ップページ>様式集>建設工事関係_入札・資格関係>一般競争入札（事後審査型）」）に掲載している。

- (4) 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合は、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。
- (5) 次のアからウのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。
 - ア 発注機関の長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
 - イ 資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合
 - ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。
- (7) 資格要件を満たしていることが確認できないため、入札を無効とする旨の通知を広島県道路公社理事長から受けた者は、その判断の理由の説明を求めることができる。

7 落札者の決定方法

- (1) 第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者として決定するものとする。第一落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（6(5)の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について同様の審査を行うものとする。この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。
- (2) 落札者の決定がなされた場合には、その旨を当該工事の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

8 免税事業者である旨の届出

工事請負契約書に記載すべき事項を確認するため、免税事業者（予定を含む。）は落札決定後、直ちに免税事業者である旨を届け出ること。

9 経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

- (1) 落札者となった者は、契約を締結すべき日に、当該日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。
- (2) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この工事の請負契約を締結せず、また、指名除外の対象とする。ただし、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が500万円（建築一式工事にあつては、1,500万円）未満である場合は、この限りでない。
- (3) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しないまま落札決定の日から5日を経過した場合も、原則として、(2)と同様とする。

10 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記「対象建設工事の定義」参照）を請け負おうとする者は、建設リサイクル法第12条第1項に基づき、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日以内に、発注者に対して、「第12条第1項に基づく書面」を提出し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明（事前説明）をした後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

11 営業所の稼働実態の調査

- (1) 次の者については、契約締結時までに広島県が定めた営業所の稼働実態の調査に関する事務処理要領に定める資料を提出しなければならない。ただし、広島県住宅供給公社が、調査の必要がないと認める場合は、この限りでない。
 - ア 低価格入札者のうち、主たる営業所以外の営業所の資格で落札した者
 - イ 営業所の稼働実態について調査の必要があるため広島県道路公社が資料の提出を別途依頼した落札者
- (2) (1)の提出資料を確認した結果、専任技術者の常勤を確認できないなど当該営業所の稼働実態に疑義があると認められる場合には、必要に応じて追加資料の提出請求や営業所の現地調査等の追加調査を実施することがある。
- (3) (1)(2)の調査によって、営業所の稼働実態を確認できない場合には、建設業許可行政庁へ通報する。その結果、監督処分等が行われた場合には、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

12 工事着手日

工事着手日は、仕様書閲覧時に示した建設工事請負契約条項の予定工期（着手日）にかかわらず、契約締結日の翌日とする。

13 社会保険の加入に関する下請指導

受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（以下「下請指導ガイドライン」という。）に従うものとする。

受注者は、二次以降の下請業者が、14(1)に規定する社会保険等未加入建設業者であった場合は、下請ガイドラインに従って行う加入指導状況について、自己の費用負担において、発注者に定期的に報告するものとする。

この場合の報告時期については、社会保険等への未加入が判明してから30日ごとに、90日を限度として、加入が確

認（加入確認書類の提出）されるまで又は工事完成検査が終了するまで行うこととする。

14 社会保険等未加入建設業者との一次下請け契約について

社会保険等未加入対策の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を一次下請け契約（同法第2条第4項に規定する下請け契約をいい、受注者が直接締結するものに限る。以下同じ）の相手方としてはならない。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 更生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と一次下請け契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情がある場合であって発注者が必要であると認める場合には、当該社会保険等未加入建設業者を一次下請け契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内（原則1か月）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者が(1)の規定に違反していると発注者が認める場合又は(2)の前段の規定により発注者が必要であると認めたにもかかわらず、受注者が(2)の後段に規定する期間内（原則1か月）に確認書類を提出しなかった場合には、受注者は、発注者の請求に基づき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した一次下請け契約の最後の請負代金額の10分の1に相当する額の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(3)に違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

15 契約保証金の納付について

工事請負契約の締結にあたり、契約保証金（請負代金額の10分の1以上。）を契約締結の日までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。（現金と保険等の併用及び複数の保険等を組み合わせることは認めない。）

なお、金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とするため、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをした場合、保証等を受けることができない場合があるので、保証等を予定する場合は、必ず事前に取扱機関に相談すること。

契約保証金については、ここに記載のものほか、広島県が定めた「建設工事請負契約における契約保証に関する事務取扱要領」によるものとする。

※参考添付「別記 契約保証金の納付について」

16 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札公告後、契約締結までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事予定現場の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約又は工事の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。

契約保証金の納付について

工事請負契約の締結にあたり、契約保証金（請負代金額の10分の1以上。）を契約締結の日までに納付すること。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証保険による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（現金と保険等の併用及び複数の保険等を組み合わせることは認めない。）

なお、納付等の取扱いは次の表のとおりだが、金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）にあつては、事前に取扱期間の審査を必要とするため、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをした場合、保証等を受けることができない場合があるので、保証等を予定する場合は、必ず事前に取扱機関に相談すること。

契約保証金については、ここに記載のもののほか、広島県が定めた「建設工事請負契約における契約保証に関する事務取扱要領」によるものとする。

「建設工事請負契約における契約保証に関する事務取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱

区分	取扱機関等	広島県住宅供給公社への提出書類等
契約保証金の納付	広島県住宅供給公社	① 納期 ② 現金 又は 指定金融機関への振込
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	広島県住宅供給公社	① 納期 ② 利付国債
金融機関等の保証	金融機関等	金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書 ※保証債務履行の請求期限を、保証期間経過後、6 か月以上確保すること
公共工事履行保証保険による保証（履行ボンド）	保険会社	保険会社が交付する公共工事履行保証保険
履行保証保険契約の締結	保険会社	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

※「金融機関等」とは、銀行又は保証事業会社（公共工事の前払い金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）をいう。

※「銀行等」とは、銀行又は広島県住宅供給公社が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合）をいう。

※「納期」とは、広島県住宅供給公社が定めた契約保証金等納付の様式をいう。

委任状

私は、当社社員.....を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 工事名

2 工事場所

上記工事請負入札及び開札立会いに関する一切の事項

以上

受任者使用印	
--------	--

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

(共同企業体の名称)

代表者氏名 印

広島県住宅供給公社理事長 様

平成 年 月 日

広島県住宅供給公社理事長 様

住 所

商号又は名称

(共同企業体の名称)

氏 名 印

工 事 請 負 入 札 書

一 金

工事名称

上記のとおり設計図書，入札諸規則及び現場説明事項等を承諾の上，入札いたします。

設計図書有料配布申請書

平成 年 月 日

広島県住宅供給公社理事長 様

住 所
商号又は名称
(共同企業体の名称)
代表者氏名 印

次のとおり図書の配布を申請します。

ただし、この設計図書は当該工事の見積業務以外には使用しません。

工 事 名			
申 請 部 数	部		
担 当 者	所 属		氏 名
	電話番号		ファックス番号

※ 電話番号及びファックス番号を必ず記入してください。

注意事項

- この申請書は、公告に記載された受付日時（期間）内に、直接公社に持参されるか、ファックスにより提出してください（郵送不可）。
なお、誤送信等によるトラブルを防止するため、ファックスにより提出された場合は、必ず電話で着信を確認してください。
- 申請書提出後、公社から配付場所、配付日時及び設計図書の代金を記載した連絡文書をファックスにより送信します（直接公社に申請書を持参された場合は、その場で連絡文書をお渡しします）。
設計図書受領の際には、連絡文書と代金を持参してください（設計図書は代金と引換えにお渡しします。なお、設計図書の郵送等はいりません。）。
- 申請後のキャンセルはお断りします。必ず公社が指定する配布期間内に御購入ください。

公 社 記 入 欄	
受付印押印欄	連絡確認

連絡先

広島県住宅供給公社 住宅部建築営繕担当

電 話 0 8 2 - 2 4 8 - 2 2 7 5
ファックス 0 8 2 - 2 4 3 - 6 7 2 1